

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
浄化槽清掃役務	2023E-20	
	防衛大臣承認	令和 年 月 日
	作 成	令和5年10月 3日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	足寄弾薬支処総務科営繕班

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、足寄弾薬支処において実施する浄化槽清掃役務（以下、“役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様で用いる用語の定義は、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

公共建築工事標準仕様書（機械工事編）

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、“法”という。）

廃棄物の処理及び清掃に関する関係市町村の条例（以下、“条例”という。）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求

受注者は、役務の実施にあたり、本仕様書に規定する他、関係法令等を遵守し、役務の円滑なる進行を図るとともに、関係法令の運用、適用は受注者の負担と責において行わなければならない。

2.2 役務実施場所

調達要領指定書によって指定する。

2.3 役務実施対象施設

調達要領指定書によって指定する。

2.4 役務の内容

調達要領指定書によって指定する。

3 品質保証

3.1 検査

検査は、監督官立会いのうえ、実施要領により清掃後の点検及び放流水の水質試験を実施し結果書の提出を受け、監督官及び検査官の確認をもって役務完了とする。

3.2 監督及び検査

監督及び検査は、発注者が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

- a) 本役務に必要な書類手続きは、監督官の指示に基づき遅滞なく実施する。
- b) 役務実施に先立ち、役務実施要領をまとめた役務工程表を作成し監督官に提出する。

4.2 秘密保全及び安全管理

4.2.1 役務写真

- a) 役務写真の撮影は監督官立会いのもと主要な作業段階、その他監督官の指示する場所を撮影しA4-S版に整理の上、監督官へ提出する。
- b) 役務写真は提出用に整理後、受注者の責任において、デジタルカメラを使用の場合は保存データを確実に削除するものとし、フィルムカメラを使用の場合は原版（ネガフィルム）を監督官へ提出するものとする。

4.2.2 仕様書等

受注者は、監督官から貸与された仕様書、図面を本役務関係者以外に貸出、複写、閲覧をさせてはならない。

4.2.3 安全管理

- a) 受注者は、常に役務の安全に留意し現場管理を行うとともに、万一役務実施中に事故又は災害が発生した場合には、最善の応急処置を講じるとともに、直ちに監督官及び関係官公署に報告しなければならない。
- b) 役務実施中に浄化槽の不備、又は機能に不良箇所を発見した場合は、直ちに監督官へ報告し、その処置について指示を受けなければならない。

4.3 補償

- a) 本役務後に生じた故障等の修復については、その原因が受注者の責に帰すべき理由によるものと認められた場合は、修復すべき補償義務を負うものとする。
- b) 本役務の実施中、受注者の行った作業が原因となって既存の施設等を破損させた場合、受注者に損害賠償させるものとする。

4.4 疑義

仕様書等の内容、又は役務実施上疑義を生じた場合には監督官と協議しなければならない。ただし軽微なものについては監督官に従うものとする。

4.5 使用資器材

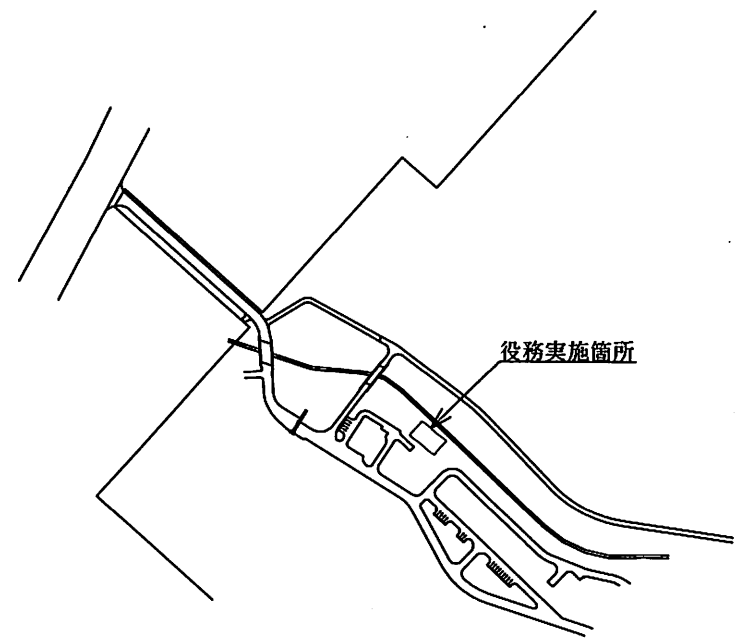
本役務に使用する資器材及び水・電力はすべて受注者で準備するものとする。

4.6 分屯地への立入

- a) 受注者は役務実施中の敷地内での行動は発注者の規則（部隊規則）及び関係者の指示を厳守するものとする。
- b) 役務実施場所以外の立入を禁止する。

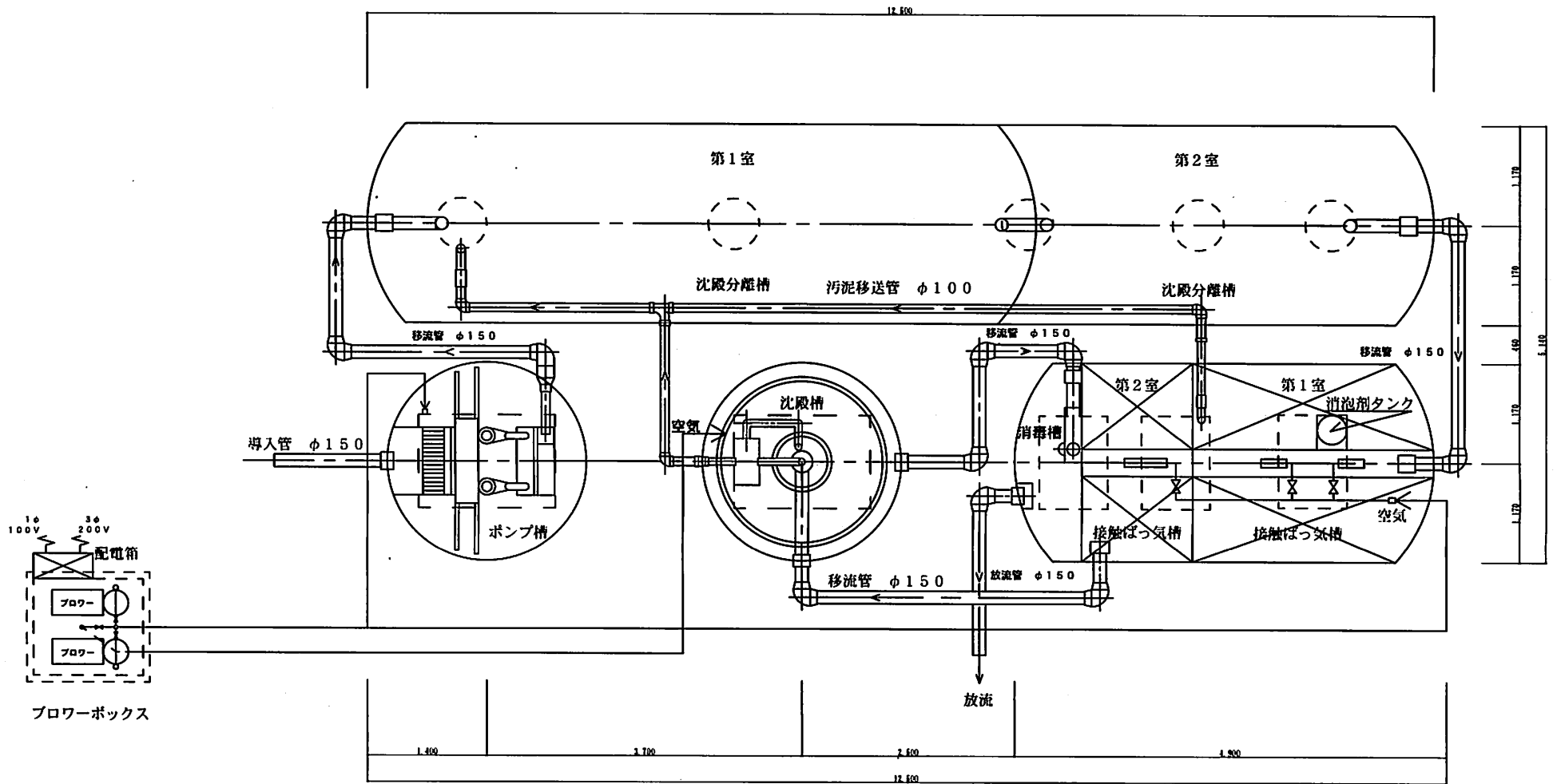


案内図



配置図

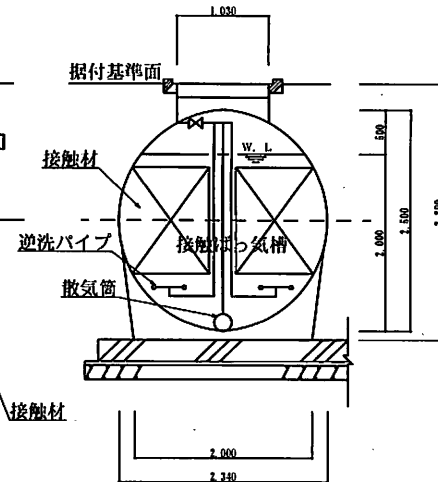
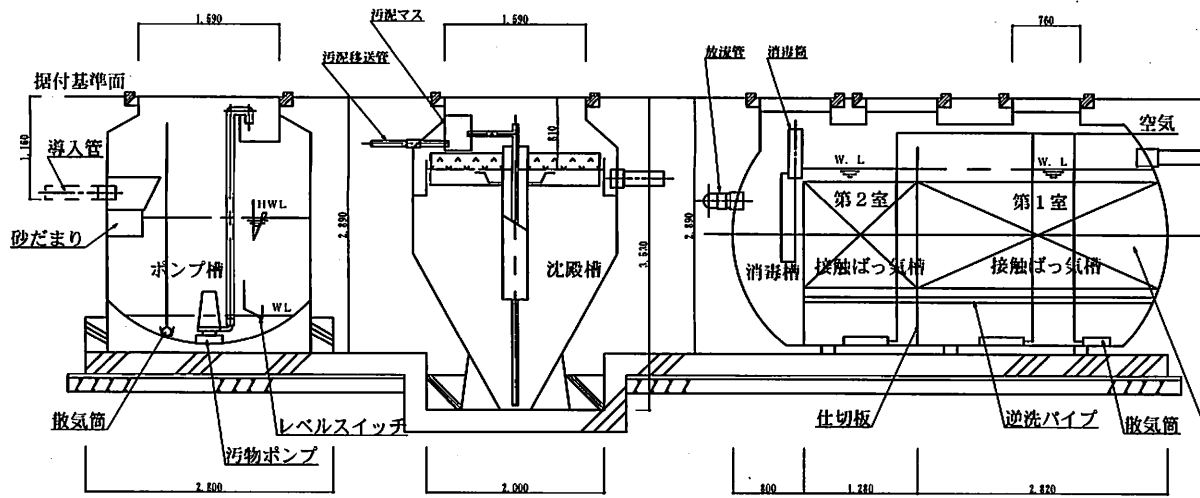
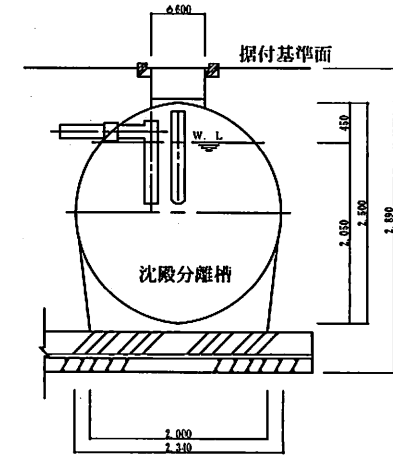
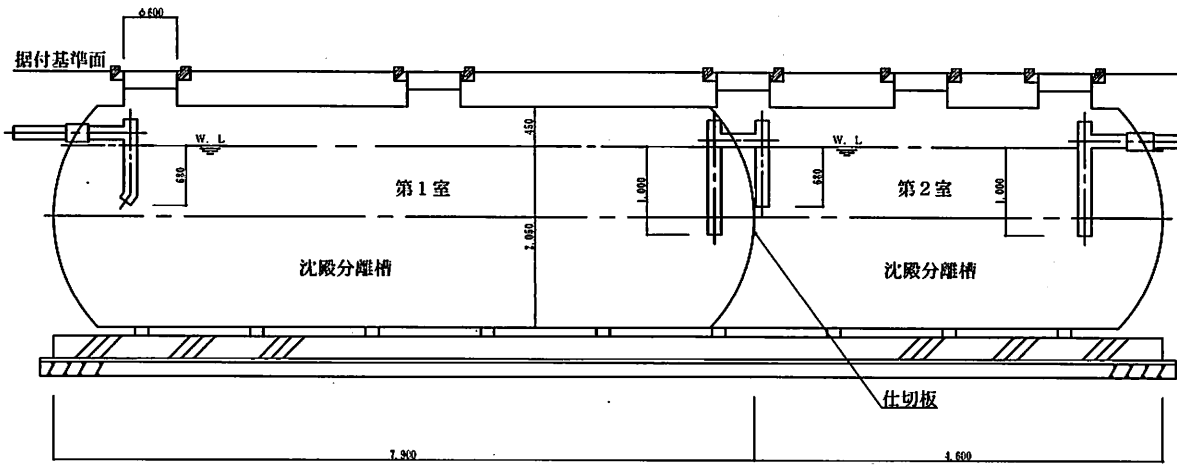
仕様書番号	2023E-20	図名	案内・配置図
図番	図A.1	縮尺	
部署名	北海道補給処 足寄弾薬支処	用紙	A-4
作成	総務科営繕班		



仕様表

項目		仕様			
有効容量	単位	第1室	第2室	合計	
1.1	ポンプ槽容量	m3	3.45		
1.2	沈殿分離槽容量	m3	30.69	18.84	49.53
1.3	接触ばっ気槽容量	m3	9.40	5.13	14.53
1.4	沈殿槽容量	m3	6.18		
1.5	消毒槽容量	m3	0.95		

仕様書番号	2023E-20	図面	浄化槽清掃業務
図番	図A.2	縮尺	
部署名	北海道補給処 足寄野菜支処	用紙	A-4
作成	総務科営繕班		



仕様書番号	2023E-20	図面	浄化槽清掃役務
図番	図A.3	縮尺	
部署名	北海道補給処 足寄築業支処	用紙	A-4
作成	総務科営繕班		

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	3 3 7 9 1 A E 2 0 0 5
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 5 年 1 0 月 3 日
	作 成 部 課	足 寄 弾 薬 支 処 総 務 科 営 繕 班
	作 成 年 月 日	令 和 5 年 1 0 月 3 日
	仕 様 書 番 号	2 0 2 3 E - 2 0

指 定 事 項

1 役務対象施設

役務対象施設は表1による。

表 1

メーカー	日立化成工業株式会社	型 式	J T 6 - 1 1 A 3 L
処理方式	合併処理 接触ばっ気方式	処理対象人員	1 1 0 人
処理目標水質	B O D 6 0 mg/l以下		

2 役務の内容

2.1 汚泥引き抜き

- a) 原水ポンプ槽は、汚泥等の蓄積状況に応じて汚泥等を引抜く。
- b) 沈殿分離槽第1室のスカム、汚泥等は残すことなく全量引抜く。
- c) 沈殿分離槽第2室のスカム、汚泥等は状況に応じて引抜く。
- d) 接触ばっ気槽のはく離汚泥は、蓄積状況に応じて引抜く。
- e) 汚泥引き抜きは1日で行うこととし、汚泥引き抜き量は40m³とする。

2.2 汚泥処理

- a) 引抜いた汚泥及び清掃汚泥は、分屯地外において受注者が合理的に処理するものとする。この際関係法令・市町村の条例に従い適切な方法処理を行い、汚泥処理票を提出する。
- b) 一度に汚泥を処理できない場合、受注者は一般廃棄物保管施設等で一時保管し、後日適切な方法で処理するものとする。

2.3 清掃要領

- a) 原水ポンプ槽のフロートスイッチやケーブルに付着した汚泥等を除去、スクリーン、砂だまり、調整柵、同壁に付着した汚泥等を高圧洗浄機又はブラシ類で洗浄し清掃後引抜く。
- b) 沈殿分離槽の壁等に付着した汚泥等は高圧洗浄機またはブラシ類で洗浄し清掃後引抜く。
その際、流入管・流出管の閉塞及び破損等の有無を点検するものとする。
- c) 沈殿槽のスカム・堆積汚泥等は状況に応じて引抜き、越流ぜき等を洗浄し、その後引抜く。
- d) 洗浄後は、沈殿分離槽第1室が定水になるまで張り水を河川から注入し、ばっ気槽に汚水が流入することを確認する。

2.4 清掃等の処置

- a) 役務に関わる危害及び安全管理は万全を期し、又清掃における汚染物の流出等に対し環境保全の防護及び回収処理を確実にを行い、原因が清掃役務に関する事故の責任は受注者が負うものとする。
- b) 浄化槽清掃終了後は、浄化槽清掃で使用した用具を洗浄し、又浄化槽上部、浄化槽周辺はほうき及びブラシ等で水を用いながら清掃を行うものとする。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	3 3 7 9 1 A E 2 0 0 5
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 5 年 1 0 月 3 日
	作 成 部 課	足 寄 弾 薬 支 処 総 務 科 営 繕 班
	作 成 年 月 日	令 和 5 年 1 0 月 3 日
	仕 様 書 番 号	2 0 2 3 E - 2 0

指 定 事 項

2.5 水質検査

- a) 受注者は清掃終了後所轄保健所等で放流水の水質検査を受け、その機能の回復を確認、立証するものとする。
- b) 放流水の水質検査項目は表1による。ただし、表1の検査項目を基準とするがその他の項目を追加することを妨げない。

表 1

1	水素イオン濃度	6	大腸菌群数
2	生物化学的酸素要求量	7	透視度
3	化学的酸素要求量	8	外 観
4	浮遊物質	9	臭 気
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量		

- c) 前号の水質検査の結果が水質基準に適合しない場合には、受注者の責任と費用負担により直ちに再度清掃を実施するものとする。ただし、水質基準に適合しない理由が明らかに発注者側の責に帰すべき理由の場合は、本規定は適合しないものとする。
- d) 水質検査結果の水質基準は「水質汚濁防止法第3条」又は、関係法令の水質基準によるものとする。